

定款

GMO プライム・ストラテジー株式会社

定 款

第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、GMO プライム・ストラテジー株式会社と称し、英文では、GMO PRIME STRATEGY CO.,LTD.と表示する。

(GMO イズム)

第 2 条 当社は、GMO インターネットグループの一員として、グループの創業の精神としての「スピリットベンチャー宣言」を根幹とする「GMO イズム」に基づき、インターネットの”場”の提供に経営資源を集中し、「日本を代表する総合インターネットグループ」として、インターネットを豊かに楽しくし、新たなインターネットの文化・産業とお客様の「笑顔」「感動」を創造し、社会と人々に貢献する。

(目的)

第 3 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 経営コンサルティング
2. インターネットを利用した各種情報提供サービス
3. ソフトウェアの開発・販売
4. コンピュータシステムを利用した経營業務サービスの開発、運用及び販売
5. 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第 4 条 当社は、本店を東京都渋谷区に置く。

(機関構成)

第 5 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

(公告方法)

第6条 当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第7条 当会社の発行可能株式総数は、800万株とする。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第9条 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第 12 条 当社は、毎年 12 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に係る定時総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項の規定にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。

第 3 章 株 主 総 会

(招集)

第 13 条 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時これを招集する。

2. 当社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。

(招集権者及び議長)

第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、代表取締役がこれを招集する。代表取締役に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2. 株主総会においては、代表取締役が議長となる。代表取締役に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(電子提供措置等)

第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めたものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第 18 条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載又は記録する。

第 4 章 取締役及び取締役会並びに監査等委員会

(取締役の員数)

第 19 条 当会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、10 名以内とする。

2. 当会社の監査等委員である取締役は、5 名以内とする。

(取締役の選任)

第 20 条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。
3. 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第 21 条 取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役)

第 22 条 代表取締役は、取締役会の決議によって取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から選定する。

2. 代表取締役は、会社を代表し会社の業務を執行する。

(取締役との責任限定契約)

第 23 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、同法第 423 条第 1 項の取締役の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 24 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集し、議長となる。代表取締役に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 25 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の 2 日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく取締役会を開催することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第 26 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく監査等委員会を開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

第 27 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行う。

(取締役会による事後承認の禁止)

第 28 条 取締役会において決議すべき事項についての取締役会の決議は、当該事項の執行の後にこれを得ることを禁止する。

2. 前項の規定にかかわらず、取締役会において決議すべき事項について、当該事項が緊急かつ重要なものであり、当該事項の執行に先んじて取締役会の決議を得るのでは当会社の経営に重大な影響を及ぼす場合に限り、代表取締役は、法令又は定款に違反しない範囲で、取締役会の決議に先んじて当該事項を執行することができる。
3. 前項の場合には、代表取締役は、前項に定める執行後に開催される最初の取締役会において、当該執行の事実を報告し、当該執行について、議決に加わることができる取締役全員の賛成による決議を得なければならない。

(取締役会の決議の省略)

第 29 条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役への委任)

第 30 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。

(取締役会の議事録)

第 31 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役が記名押印又は電子署名する。

(取締役の報酬等)

第 32 条 取締役の報酬等は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役会規程)

第 33 条 当社の取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会で定める取締役会規程による。

(監査等委員会規則)

第 34 条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第 5 章 計 算

(事業年度)

第 35 条 当社の事業年度は、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 36 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第 37 条 当社の期末配当基準日は、毎年 12 月 31 日とする。

2. 当社の中間配当の基準日は、毎年 6 月 30 日とする。
3. 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 38 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

2. 前項の金銭には利息をつけない。

第 6 章 附 則

(準拠法)

第 39 条 本定款に記載のない事項は、会社法その他の法令に従うものとする。

(監査役の実任免除に関する経過措置)

第 40 条 2022 年 8 月 30 日開催の臨時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同臨時株主総会の決議による変更前の定款第 32 条の定めるところによる。

（本店の所在地の移転に関する経過措置）

第 41 条 第 4 条（本店の所在地）の変更は 2026 年 6 月 30 日までに開催される取締役会（会社法第 370 条の規定による場合を含む。）において決定する本店移転日をもって効力を生じるものとする。なお、本条は効力発生後にこれを削除する。

（場所の定めのない株主総会に関する経過措置）

第 42 条 第 13 条第 2 項の変更は、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の定めにより、当社が実施する完全電子化による株主総会が経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件として効力を生ずるものとする。なお、本条は効力発生後にこれを削除する。

（事業年度に関する経過措置）

第 43 条 第 35 条（事業年度）の規定にかかわらず、当社の第 24 期の事業年度は、2025 年 12 月 1 日から 2026 年 12 月 31 日までとする。

2. 第 37 条（剰余金の配当の基準日）の規定にかかわらず、当社の第 24 期の事業年度の間配当の基準日は、5 月 31 日とする。

3. 本条は、当社の第 24 期の事業年度に係る定時株主総会の終結後にこれを削除する。

（商号変更に関する経過措置）

第 44 条 定款第 1 条（商号）の変更は 2026 年 2 月 27 日をもって効力を生ずるものとする。なお、本条は効力発生後にこれを削除する。

最終改定日
2026 年 2 月 26 日